

岩手県告示第 25 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項の規定により、法第 3 条第 1 項の許可を次のとおり取り消した。

平成 20 年 1 月 15 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 12 月 7 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 工藤建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区真城字北館 38 番地 1
 - ウ 代表者の氏名 工藤一博
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－18）第 23 号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 12 月 6 日付けで建築工事業、大工工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 12 月 11 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 丸善工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区真城字植田 3 番地 1
 - ウ 代表者の氏名 千葉善治
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－17）第 3727 号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 12 月 7 日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 12 月 27 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社伊藤工芸
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市西町三丁目 4 番 16 号
 - ウ 代表者の氏名 伊藤良博
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－16）第 8282 号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 12 月 20 日付けで土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 12 月 26 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社県南電設工業
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市中里字南谷起 9 番地 3
 - ウ 代表者の氏名 中村力男
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－14）第 70036 号
 - (3) 処分の内容 電気通信工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 12 月 26 日付けで電気通信工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条

第1項第4号に該当する。